



平成 28 年 2 月 12 日

各位

会 社 名 株式会社 宇徳
代表者名 代表取締役社長 喜多澤 昇
(コード：9358 東証第一部)
問合せ先 総合企画部長 上田 直樹
(TE：03-5769-3793)

株式会社ジャパンエクスプレスの一部事業譲受の検討開始に関するお知らせ

当社と株式会社ジャパンエクスプレス（以下、「JEX」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会において、JEX より同社の一部事業を当社が譲り受ける交渉を開始することを承認し、そのための検討・交渉を開始しますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 事業譲受の目的

当社は港湾事業、プラント及び物流事業を核に事業を営んでおりますが、物流事業については、一般貨物から各種大型プラント機器に至るまで多種多様な貨物を取り扱っており、そのサービスの範囲や品質に高い評価を得ております。しかしながら、重量物輸送を除いて、競合大手と比較し規模において劣位にあることは否めず、当社 UTOC ビジョン 2020 を達成するために、最も強化しなければならない事業分野と認識しております。

一方、JEX は、1927 年に船客送迎、旅客手荷物運搬を主業務として会社を設立、現在は旅客手荷物運搬から発展した海外引越事業の他、倉庫保管、通関、国際輸送等の物流事業を展開しております。同社の物流事業は幅広いサービスメニューを保有しているものの、個々の規模が小さく、物流業界の競争が激化するなかでコスト競争力を維持するためには、規模の拡大が必須となっております。

当社と JEX は共に株式会社商船三井の連結子会社であり、両社とも海上及び陸上輸送に係わる物流事業を営んでおり、それぞれの得意分野、事業分野で独自に企業発展に取り組んで参りました。しかし、日本の人口の減少や高齢化が進んでいくなか、個人消費は頭打ちの状況にあり、一般貨物の貿易量も回復の兆しが見えず、物流を取り巻

く環境は益々厳しくなることが予想されます。このため、両社がこのままの状態では物流事業を継続しても将来的な発展性が見通せないことから、JEXの事業を当社に集約し、事業基盤を強化することが一つの打開策であるとの判断に至りました。JEXより海外引越事業を除く物流事業を譲り受けることにより、当社物流事業のサービスメニューの充実、規模の拡大が期待でき、競争力強化による企業価値の極大化を目指して、事業譲受の検討、交渉を開始することにいたしました。

2. 譲受の要旨

(1) 譲受の対象事業

海外引越事業及びその関連業務を除く全事業

(事業譲受の範囲については上記を基本として検討、交渉予定であります)

(2) 事業譲受予定日

2016年7月1日

3. ジャパンエクスプレスの会社概要

(1)	名 称	株式会社 ジャパンエクスプレス	
(2)	本 店 所 在 地	神奈川県横浜市中区海岸通1丁目1番地	
	本 社 所 在 地	東京都千代田区神田司町2丁目6番 司町ビル	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松本 巖雄	
(4)	事 業 内 容	港湾運送業、貨物運送取扱業、貨物利用運送業 倉庫業、通関業、海外引越業、保険代理店業、不動産業	
(5)	資 本 金	236百万円	
(6)	設 立 年 月 日	昭和2年11月26日	
(7)	発 行 済 株 式 数	332千株	
(8)	決 算 期	3月31日	
(9)	従 業 員 数	102人(単体)	
(10)	株主及び持株比率	(株)商船三井(84.04%)	
		当社(12.95%)	
		国際コンテナ輸送(株)(3.01%)	
(11)	JEXと当社との関係	資本関係	JEXの発行済株式総数の12.95%を当社が所有しております。
		人的関係	人的関係はありません。
		取引関係	JEXは当社の取引先の一社です。
		関連当事者への該当状況	JEXと当社は同一の企業結合集団に属しており、関連当事者に該当いたします。

(参考) ジャパンエキスプレスの最近3ヶ年の経営成績及び財務状況

(単位:百万円。特記しているものを除く)

決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
純 資 産	235	247	251
総 資 産	2,513	2,337	2,275
1株当りの純資産(円)	707.94	745.29	754.53
売 上 高	4,893	4,974	5,038
営 業 利 益	51	55	97
経 常 利 益	52	63	92
当 期 純 利 益	51	12	2
1株当り当期純利益(円)	152.55	35.93	5.28
1株当り配当金(円)	0	0	0

4. 支配株主との取引等に関する事項

本事業譲受は、当社にとって支配株主との取引等に該当します。そのため、当社はJEXとの間で本事業譲受の合意に達した際には、本事業譲受を決議(承認)する取締役会までに、本事業譲受が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見を、支配株主との間で利害関係を有しない独立の第三者から取得する予定です。

以上